

研修受講奨励金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、デジタル専門人材育成・マッチング事業（以下「本事業」という。）における研修受講奨励金（以下「奨励金」という。）を支給するために必要な事項を定める。

(支給目的)

第2条 奨励金は、本事業におけるオンライン学習コンテンツと企業実習を併用した研修（以下「研修」という。）の実施にあたり、研修受講者の受講中の生活費や交通費等の経済的負担を軽減することを目的とする。

(支給対象者)

第3条 奨励金は、研修受講者のうち研修開始時点において、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）に支給する。

- (1) 鳥取県内に住所を有する離職者
- (2) 鳥取県内に住所を有する在職者のうち、正規雇用労働者以外の者
- (3) 鳥取県外に住所を有する離職者及び在職者

(支給額)

第4条 奨励金の支給額は、支給対象者一人あたり10万円に研修月数を乗じた金額とする。

(支給方法)

第5条 奨励金は、次の方法により支給する。

- (1) 研修修了後に支給対象者の雇用の可否を決定するとして、支給対象者に研修受講を指示した企業（以下「奨励金支給企業」という。）は、支給対象者の研修内容や研修月数等を定めた研修計画の策定が完了次第、様式第1号「支給対象者報告書兼口座振込依頼書（奨励金支給企業用）」を県に提出する。
- (2) 県は、前項様式第1号の内容を確認し、前条規定の支給額を支給決定する。支給決定後は、様式第2号「研修受講奨励金支給決定通知書（支給対象者用）」により支給対象者へ通知するとともに、様式第3号「研修受講奨励金支給決定通知書（奨励金支給企業用）」により奨励金支給企業へ通知する。
- (3) 県は、奨励金の支給決定を行ったときは、速やかに支給決定額の半額を県負担額として第1項様式第1号記載の指定口座へ振り込む。
- (4) 支給対象者は、奨励金支給企業の求めにより様式第4号「請求書兼口座振込依頼書（支給対象者用）」を提出する。なお、奨励金支給企業が定める任意様式も可能とする。
- (5) 奨励金支給企業は、第3項の県負担額の入金を確認し、前項様式第4号を受理次第、速やかに前条規定の支給額を、支給対象者の指定口座へ振り込む。

(奨励金の返還)

第6条 支給対象者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合、そのほか奨励金の趣旨と照らして適当でないと認められる場合は、県は様式第5号「研修受講奨励金返還通知書」により支給した奨励金の全額又は一部の返還を求めるものとする。

(1) 全額の返還

- ア 偽りその他不正行為によって支給を受けた場合
- イ 研修の受講を辞退または中退した場合
- ウ 研修実施事業者のオンライン学習コンテンツ利用規約に違反する等により、オンライン学習コンテンツの利用権限を取り消された場合
- エ 研修を適切に受講していない、修了が見込めない、受講継続が適切でないと判断された場合
- オ 自己都合により奨励金支給企業に入社しなかった場合

(2) 一部の返還

- ア 研修期間中に奨励金支給企業に雇用された場合（雇用開始日の属する研修月以降を対象として

支給された奨励金を返還対象とする)
イ 支給すべき額を超えて支給を受けた場合

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については鳥取県商工労働部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年6月15日から施行し、令和5年度の本事業から適用する。

鳥取県知事 様

住所
企業名
代表者職・氏名

支給対象者報告書兼口座振込依頼書（奨励金支給企業用）

デジタル専門人材育成・マッチング事業に係る研修受講奨励金の支給対象者について、下記1の通り報告いたします。また、奨励金の支払については、下記2の口座に振り込んでください。

記

1 支給対象者（研修開始時点の状況（見込）を記載してください。）

氏名（ふりがな）	
住所	〒
就業状況	1. 離職者 2. 在職者（正規雇用労働者以外） 3. 在職者（正規雇用労働者）
研修月数	

2 振込口座

金融機関名			
支店名		コード	
振込 口座	預金種別	1. 普通 2. 当座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義		

上記についての問合せ先

担当者氏名 _____
電話番号 _____
メールアドレス _____

様式第2号（第5条関係）

第 年 月 日 号

様

鳥取県知事 平井 伸治
(公 印 省 略)

研修受講奨励金支給決定通知書（支給対象者用）

研修受講奨励金については、下記のとおり支給することに決定しましたので、通知します。

記

- 1 支給決定額 金 円（うち県負担額 金 円）
- 2 奨励金支給企業名

様式第3号（第5条関係）

第 年 月 日 号

様

鳥取県知事 平井 伸治
(公 印 省 略)

研修受講奨励金支給決定通知書（奨励金支給企業用）

研修受講奨励金については、下記のとおり支給することに決定しましたので、通知します。

記

- 1 支給決定額 金 円（うち県負担額 金 円）
- 2 支給対象者名

様

住所
氏名
電話
電子メール

請求書兼口座振込依頼書（支給対象者用）

デジタル専門人材育成・マッチング事業に係る研修受講奨励金について、1の通り請求いたします。

については、2の口座に振り込んでください。

記

1 請求金額

金 円（研修期間 カ月分）

2 口座情報

金融機関名			
支店名		コード	
振 込 口 座	預金種別	1. 普通	2. 当座
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義		

様

鳥取県知事 平井 伸治
(公 印 省 略)

研修受講奨励金返還通知書

あなたに支給した研修受講奨励金については、下記のとおり返還していただくこととなりましたので、研修受講奨励金支給要領第6条の規定により通知します。

記

- 1 返還額
金 円
- 2 返還の理由
- 3 返還の期限
年 月 日
- 4 返還の方法